

アメリカ合衆国における同性婚をめぐる政治

Politics of Same-Sex Marriage in the United States

西山隆行
NISHIYAMA Takayuki

1. オバーゲフェル判決の衝撃

2015年6月26日に、連邦最高裁判所はオバーゲフェル判決で、同性婚を禁じる州法に対し違憲判決を出した。アメリカの連邦最高裁判所は9人の判事により構成されており、近年ではリベラル派4名と保守派4名が互いに対立する立場をとり、中間派1名がキャスティング・ボートを握るのが一般的である。今回は、リベラル派判事と中間派判事が多数意見を構成し、保守派の判事が反対の立場をとった。

バラク・オバマ大統領は、2008年の大統領選挙の際には、婚姻は男性と女性の間で行われる神聖なる結合であると述べ、同性婚には慎重な立場をとっていた。しかし、再選を目指す選挙が行われた2012年には、同性婚を支持するようになっていた。オバマは、オバーゲフェル判決を受けて、「これはアメリカにとっての勝利だ」とのコメントを出し、ホワイトハウスもレインボウ・カラーにライトアップされた¹。なお、レインボウは、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー（LGBT）の尊厳とLGBTの社会運動を象徴する色とされている。

オバーゲフェル判決の法的意義については本号の白水隆氏の論文に委ね、本稿は、同性婚問題の政治的意味合いについて、簡単にコメントすることにしたい。

2. 同性婚をめぐる政治

(1) 同性婚に対する三つの立場

同性婚についての立場は厳密には多様で複雑である²。読者の中には、LGBTの権利推進運動に関わっている全ての人が同性婚に賛成していると思っている人もいるかもしれないが、実際にはさほど単純ではない。ここでは、議論を大幅に単純化し、同性婚をめぐる三つの有力な立場を紹介することにした [Pierceson 2014: 7-13]。

第一に、同性婚は不自然であるため、認められるべきでないとの立場がある。結婚は人類の再生産（生殖）を主要な目的としているため、男性と女性の間に限定されるべきだという考え方である。古くはアリストテレスに起源を持ちつつも、カソリックの神学者やトマス・アクィナスなどにより展開されてきた議論であり、今日のアメリカでもキリスト教右派の影響が強い地域で支持されることが多い。

第二は、同性婚を認めるリベラルな立場である。あらゆる人々の平等と権利は憲法により保障されるべきものであり、異性愛者という伝統的な主流派の枠組みから外れた人に対して差別的な扱いをしてはならないという考え方が根底にある。アメリカでは、長い間異人種間の婚姻は認められていなかったが、人種の差別を克服して異人種間の婚姻を認めるようになった。それと同様に、性差別を克服して同性婚を認めるべきだとの立場である。

第三は、ジェンダーやセクシャリティの問題を根源的に問い直す観点から、同性婚を批判する立場である。クィア理論に代表されるこの立場によれば、結婚はジェンダー化された社会支配を正当化しようとする抑圧的な制度である。自由を追求し、平等な扱いを要求する個人は、多様な家族の形態を認めるべきであり、保守的で抑圧的な婚姻という制度と規範を容認してはならないという。

本稿は、このうち第二の立場の人々の要求がいかにして実現されてきたかについて検討することを目的としている。後に述べるように、彼らの要求は基本的に、裁判所の判決を通して勝ち取られてきたのである。

(2) 争点の性格

アメリカの政治学 (political science) は、人々の利益関心 (interest) をどのように実現するかをめぐる、議論を展開することが多かった。しかし、同性婚をめぐる政治は、単なる利益関心をめぐる政治とは異なる性格を持っている。

第一に、同性婚の実現を求める人々は、それを権利 (right) として認められるよう目指して活動している。権利という言葉には、単なる利益関心と異なり、たとえ多くのコストを伴ったとしても実現されなければならないという意味合いが込められている。

著名な法哲学者のロナルド・ドウォーキン¹は、誰かが何かに対して権利を持つならば、政府がその権利を否定することは、たとえそうすることが一般の利益になるとしても誤りだという意味において、権利は反功利主義的なものと論じている。人々は自らの要求を権利という表現を用いて正当化しようとする傾向があり、ドウォーキンはそのような権利の使われ方を「切り札としての権利」と表現している [Dworkin 1977]。法学者のマリー・アン・グレンドンによれば、権利を前面に出した討論はしばしば感情的対立を巻き起こし、相互に敬意を失わせ、ひいては社会的責任感を喪失させる危険を秘めている [Glendon 1991]。

権利は普遍的に確定できるものではなく、その内容は政治的に形成されたものであって、社会により異なっている。例えば、日本では日本国憲法第25条で生存権が規定されているが、合衆国憲法には同様の規定は存在せず、連邦最高裁判所は一貫して社会福祉は権利ではなく権利資格 (entitlement) に過ぎないと判断している。その一方で、異人種間の結婚のように、かつては権利の範疇に含まれないと考えられていた事柄が、今日では当然の権利と考えられるようになることもある。

第二に、同性婚をめぐる政治は、アイデンティティ・ポリティクスとしての性格も持っている。アイデンティティは、価値と尊厳をめぐる妥協困難な問題であり、利益関心をめぐる政治が最終的には「足して二で割る」などの手法をとることで妥協に導くことができるのとは性格を大きく異にしている。

だが、アイデンティティは、確かに感情に訴える問題ではあるものの、基本的には象徴性をめぐる問題に過ぎないともいえる。そのため、アイデンティティ・ポリティクスについては、動員しなければならない資源は賛否両方の当事者を除いては大きなものではない。誠実に対応することは必要だが、大半の人にとっては、妥協のために大きな苦しみを伴うわけではない。基本的には金銭的負担を必要としないため、社会の価値観が変化すれば評価が変動しやすい争点だということもできる。

このように、同性婚には、権利の政治、アイデンティティをめぐる政治という側面がある。同性婚の実現を目指す人々が追求する価値は、議会による立法という一般に想定される方法以外にも、裁判所を活用するなど多様な戦術をとることによって実現が目指されることになる。

3. オバマ政権期における同性婚をめぐる政治

(1) 同性婚をめぐる世論の状況

同性婚をめぐる世論は、21世紀に入って以降変化し、とりわけ2010年頃から構造的な変化を見せている。ビル・クリントン政権期の1996年に、結婚を男女の間に限ると定めた結婚防衛法が制定された当時、同性婚を支持する人は25%程度に過ぎなかった。それ以降も、同性婚容認派は3割強、反対派が5割強で推移していたが、図1に示されているように、2010年頃から同性婚に対する支持が大幅に増大し、今日では同性婚を支持する人は5割を超えている。民主党支持者と共和党支持者で同性婚に対する支持率は大きく異なっているもの、2015年5月にピュー・リサーチ・センターが行った調査では、民主党支持者、共和党支持者ともに、同性婚の法的な承認が不可避と考える人が7割を超えるに至っている [Pew Research Center 2015a]。

同調査によれば、若い世代の方が同性婚に対する賛成派が多い（ミレニアル世代は73%、X世代は59%、ベビーブーム世代は45%、沈黙の世代は39%が賛成）。人種・民族に関していえば、白人、中南米系は同性婚に賛成する割合が高いものの（それぞれ59%対37%、56%対38%）、黒人は反対派の方が多い（41%対51%）。教育に関しては、学歴の高い人の方が同性

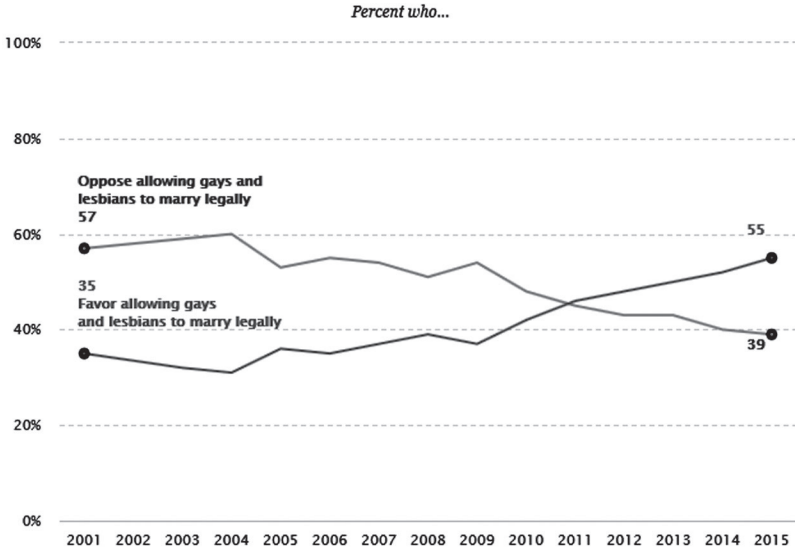


図1 同性婚をめぐる世論
(出典)Pew Research Center [2015c]

婚を容認する傾向が強い。大学院卒の70%、大卒の68%が同性婚を支持する一方、高卒以下の学歴で同性婚を支持する人は49%にとどまっている。宗教に関しては、白人の福音派プロテスタントは7割が反対している一方で、伝統的に保守的だったカソリック信徒は56%が同性婚を支持するようになっている [Pew Research Center 2015a: 2-4]。

また、共和党保守派と民主党リベラル派の中に、同性婚を重要争点と考える人の割合が高い。それに加えて、同性婚に好意的な立場をとる人よりも、批判的な立場をとる人の方が、同性婚を重要な争点と考える傾向が強い [Pew Research Center 2015a: 4-5]。これは、同性婚推進の政治運動よりも、同性婚反対の政治運動の方が活発化する可能性が高いことを示唆している。

さらに、民主党、共和党の支持者（各党寄りの無党派を含む。本段落と次段落については同様）の党の政策に対する支持については、民主党支持者は、同性婚について党がよい仕事をしていると評価している人が62%と高い。しかし、民主党支持者で、同性婚に反対している人（26%）は、党は良

い仕事をしていないと回答している [Pew Research Center 2015a: 5]。近年では、民主党は同性婚を積極的に推進する立場を採っている。民主党支持者で同性婚に反対している人には、結婚を男女間のものに限るべきという立場の人と結婚制度を否定する人の両方が含まれていると考えられ、それぞれがどのような割合を占めているかにより、同性婚をめぐる政治に対する評価は変わってくるだろう。また、反対派が特定の社会的属性を持つ人（例えば黒人など）に集中しているか否かによって、同性婚をめぐる政治の展開も変わってくるだろう。この点については、さらに詳細な世論調査が行われるのを待たなければなるまい。

共和党支持者については、同性婚について党がよい仕事をしていないと評価する割合が高い。同性婚賛成派（41%）、同性婚反対派（56%）ともに、同性婚をめぐる党の仕事に批判的である（順に63%、54%が批判的） [Pew Research Center 2015a: 5]。一般に共和党の多数派は同性婚に否定的な態度をとることが多いものの、中には同性婚を容認する共和党議員も登場している。この状況を考えると、同性婚賛成派は反対派が多いことに不満を感じ、同性婚反対派は共和党がより強固に同性婚に反対することを望んでいると考えられるかもしれない。

(2) 世論の分極化

図2は、1994年、2004年、2014年における、民主党支持者と共和党支持者のイデオロギー分布を図に表したものである。この図に表れているように、近年、アメリカの有権者の中でイデオロギー的分極化が進展している。民主党支持者が左寄り、共和党支持者が右寄りにシフトしているが、その結果、イデオロギー的に重複するところが少なくなっている。これは、大統領が中道を狙い、世論を糾合して政策目標を実現するという戦術が採りにくくなることを意味している。

また、2014年に行われた調査によれば、イデオロギー的に穏健な人と比べて、イデオロギー的に際立った立場を採る人々の方が、投票率も高く、政治献金にも積極的である [Pew Research Center 2014: 8-9]。アメリカでは、政党は候補者任命権を持っておらず、大統領や連邦議会選挙の候補は、政党

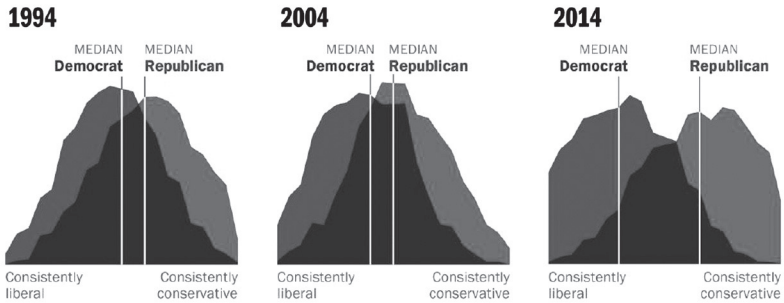


図2 世論の分極化
(出典)Pew Research Center [2014: 6]

ごとに行われる予備選挙や党員集会で決定される。予備選挙や党員集会の投票率は非常に低く、平日に行われることの多い予備選挙や党員集会に参加するのは、民主党の場合は左派の、共和党の場合は右派の有権者、特に活動家が多い。そのため、極端な立場をとる人物が二大政党の候補として選出されやすくなり、その結果、両党が妥協したり、超党派的に立法を試みたりするのが困難になる。

とはいえ、国民の生活に直結していたり、利害関係者が多かったりするような政策、例えば予算をめぐることは、両党が妥協して結論を得ることが必要になる。これに対し、有権者に対して具体的な利益を与えるわけではなく、また、当事者も少ない政策については、両党の候補は他党との違いを出すために、妥協を拒否して対立的な態度をとることが戦略的に合理的になる。本稿で検討している同性婚は、そのような争点だと言えるだろう。

(3) 利益団体政治、シンクタンク、メディア

アメリカ政治の分極化は、利益団体、シンクタンク、メディアなどについても顕著にみられるようになってきている。現代アメリカのイデオロギー政治について分析を行った研究に依拠しつつ [中山 2013]、説明することにした。

ニューディール以降、リベラル派が権力を持つ一方で、保守派は権力から疎外されてきたという認識が一般的になっている。その中で保守派は、権力内部に入り込むことを目指し、保守の大同団結を目指してきた。1955年の

『ナショナル・レビュー』誌でウィリアム・バックリー Jr. は、保守派はその差異を強調するのではなく、最大公約数を求める融合主義の立場をとるべきだと提唱した。また、ヘリテージ財団に代表される保守派のシンクタンクも、党派性（保守主義）を前面に出すアドボカシー・タンク、さらには、政治活動を重視するアクション・タンクへと変質するようになった。フォックス・ニュースに代表される保守派メディアも、主要メディアのリベラル・バイアスに対する反発を基礎とし、ハード・ニュースを基本とする報道番組ではなく、政治的見解を出しやすいオピニオン番組を主軸とした番組作りをするようになってきている。このような状態の中で、同性婚に反対する立場の人々は、キリスト教原理主義者を中核的基盤としつつも、他の保守派の協力も得て同性婚反対運動を展開している。

これに対し、主流派であったリベラル派は、その内部における多様性を重視する傾向が強い。民主党は、単一争点志向で多様性を重視する団体の集合体となっており、各団体は個別的争点に関心を集中させて、多様な運動を束ねることに積極的ではなくなっている。言い換えるならば、利益団体間の協力関係は保守派と比べると不十分である。同性婚の実現に向けて、同性婚推進団体以外の団体はモラル・サポートをすることはあるかもしれないが、実質的な協力はしていないのが現状である。なお、2003年にジョン・ポデスタが中心となってアメリカ進歩センターが設立され、民主党版ヘリテージ財団の設立が目指されたのかと一時期噂されたが、それが目指したのは民主党の立て直しであってリベラルの問い直しではなかった。メディアについても、CNNなどはリベラル寄りと評されているものの、客観報道をモットーとしていて、フォックスのようにイデオロギー性を出す報道は避ける傾向がある。

この状況が同性婚にもたらす影響を考慮するならば、保守派は同性婚反対の意向を明確に示して、団結して行動しているのに対し、リベラル派は同性婚賛成の意向を必ずしも明確に示すことをせず、また、同性婚推進派団体以外のリベラル派団体は同性婚実現に向けて積極的に協力するわけではない状況にあるのである。

(4) 政党政治の分極化

以上の状況を反映して、今日のアメリカでは、政党政治も分極化の様相を呈している。連邦議会議員のイデオロギー的立場を測定する際に最も頻繁に用いられるプール＝ローゼンタール・スコアを適用するならば、第93議会（1973-74年）、第103議会（1993-94年）、第112議会（2011-2012年）における上下両院の議員の政策立場は図3のようになる。これを見れば、連邦議会の上下両院ともに、穏健派議員の数が減少し、二大政党の間でイデオロギー的に重複している人の数が激減していることがわかるだろう。

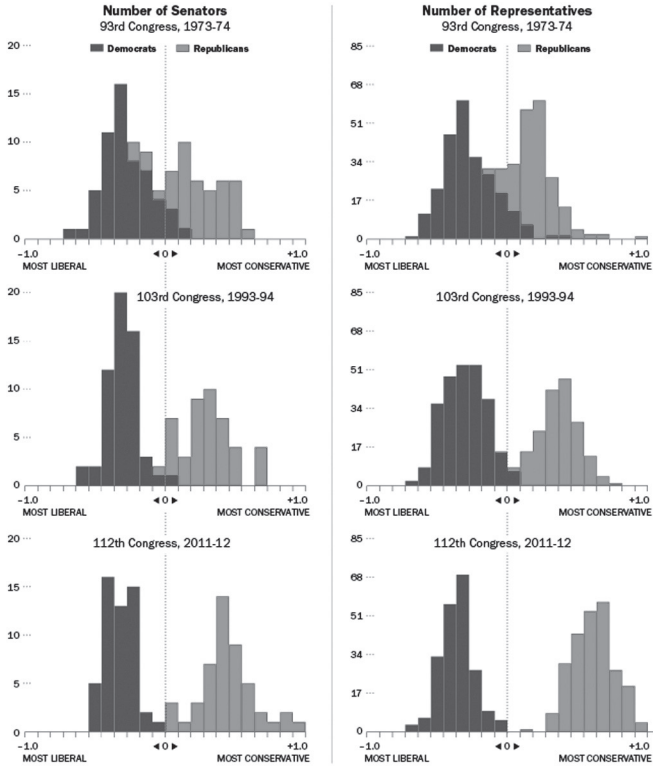


図3 連邦議会の分極化
(出典)DeSilver [2014]

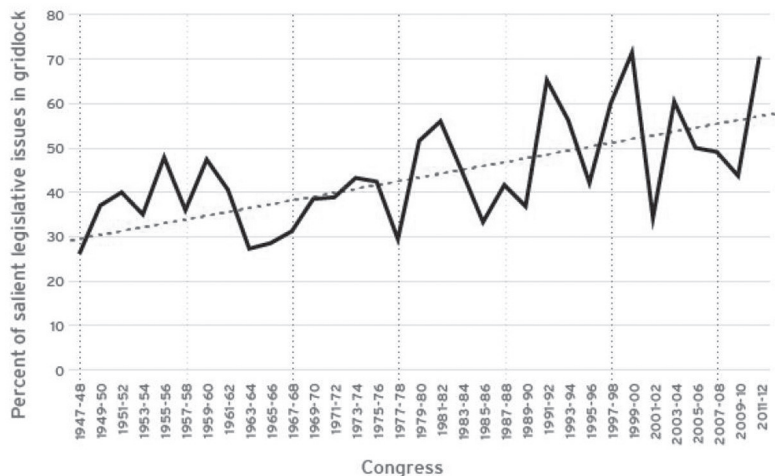


図4 連邦議会の膠着状況の頻度(1947-2012年)
(出典)Binder [2014: 10]

また、図4に表れているように、近年では連邦議会が膠着状況に陥る頻度が高くなっている。このような状況では、連邦議会において同性婚を立法化するのとは極めて困難なことがわかるだろう。

(5) 裁判所の活用

以上見てきたように、世論の動向、利益団体政治の在り方、政党政治の在り方を考えると、連邦議会を通して同性婚を認めさせるのは困難である。このような状況では、裁判所を介してその目的を達成するのが、賢明な策と考えられた。

日本の読者には、政治的な目標を裁判所を通して実現するという方法にあまりイメージがわからない人もいるかもしれない。日本では、裁判所は政治的対立とは距離を置いた、中立的立場から正義を実現するところという認識が強い。実際、2015年12月に夫婦同姓を定めた民法の規定の合憲性が問われた裁判で、日本の最高裁判所は民法の規定の合憲性を認めるとともに、家族制度のあり方は国会で論じ、判断するべきものと指摘している。日本においては、裁判所には法令上の非合理を正すことは期待できても、国論を二分す

るような、また、社会変革につながるようなことは国権の最高機関である国会で決めるのが当然だとの認識が強いといえる。

これに対し、アメリカでは、裁判所も統治機構の一つとして政治的役割を担っていると考えるのが一般的である。歴史的にも黒人の公民権を確立したブラウン判決に典型的にみられるように、膠着状況に陥って連邦議会が判断することのできない重要な争点について、裁判所が政治的決定を行ってきている。

ただし、アメリカでも、選挙で選ばれた議員による決定・非決定の判断を非選出部門である裁判所が覆すことには、潜在的危険が伴っているとの指摘も強い [Bickel 1986]。もっとも、裁判所も議会による立法をいつでも覆そうとするわけではない。シカゴ大学の政治学部とロースクールで教鞭をとるジェラルド・ローゼンバーグは、連邦最高裁判所は、有権者の多数、あるいは、政治家が強く抱いている見解に挑戦することは稀であり、有権者、あるいは、政治家の同意が得られると判断した場合にのみ、画期的な決定を行うと論じている。活動家の中には、連邦議会が動かない場合に、裁判所に社会変革の役割を期待する人が多い。しかし、ローゼンバーグは、政治的な機が熟していない段階で権利拡大を求めて訴訟を行うことは、反対派を勢いづけ、権利拡大という目的に不利益をもたらす判決を導くだけだと主張している。ローゼンバーグの著書は1991年に第一版が刊行されて大いなる論争を巻き起こしたが、2008年に刊行された第二版では同性婚についての章が追加され、同性婚を求める訴訟は破滅的な結果につながると警鐘を鳴らしていた [Rosenberg 2008]。

だが、連邦最高裁判所と比べると、州レベルの裁判所は、時折、大胆な判断をすることがある。アメリカは、日本のような単一主権制の国ではなく、連邦主義を基本原理とする国であり、婚姻についても連邦政府ではなく州政府により管轄されている。連邦政府は1996年に結婚は異性間のみで行われるものとする結婚防衛法を制定したものの、2003年にはマサチューセッツ州最高裁判所が同性婚の禁止を違憲とする判決を出した。また、2009年に、アイオワ州の最高裁判所は同性婚を禁じている州法は州憲法に照らして違憲であるとの判決を下しているが、当時、同州では同性婚を支持する世論は

50%未満だった [Pierceson 2014: 2]。

そのような動きを受けて、2012年11月には、メイン、メリーランド、ワシントンの各州で、州民投票の結果同性婚を合法化した。2013年にウィンザー判決で連邦最高裁判所が結婚防衛法に違憲判決を出すまでは同性婚を合法としていたのは12州とワシントンDCだけであったが、同判決後、同性婚を明示的に合法化した州に加えて、同性婚禁止規定を廃止した州も含めて、36の州とワシントンDC、グアムが結婚許可証を発行するようになっていた。

同性婚をめぐる州レベルの訴訟について研究を行ったジェイソン・ピアースソンによれば、州レベルにおける一連の訴訟が同性婚という争点の存在を知らしめ、その是非をめぐる議論を巻き起こした。訴訟に勝利した場合には、判決によってその権利要求が正当なものだとの議論が積み重ねられ、敗訴した場合には、同性婚を求める人々による政治的、法的動員が進む結果をもたらした。それを別の論者は「敗北による勝利」と呼んでいる [NeJaime 2011]。ピアースソンは、州レベルでの一連の訴訟は、たとえ敗北に終わった場合でも、連邦最高裁判所が同性婚を合憲と判断するための前提条件を作るうえで重要な役割を果たすだろうと、2014年に刊行した著書で主張している [Pierceson 2014]。

この仮説を検証するためには様々な検討が必要だが、興味深い指摘だと言えるだろう。連邦政府が結婚防衛法を出している段階で、それとは異なる判断を行う州が存在したことがウィンザー判決を招き、その後、より多くの州が結婚許可証を発行するようになったことがオーバーゲフェル判決が出される背景的要因となったということができるかもしれない。実際、多くの州が結婚許可証を発行するようになった時期は、世論が同性婚を支持するようになった時期と一致している。連邦制は、全米で画一的な決定を行うことを困難にすることが多いものの、州レベルでの重大な決定が全米規模での政策革新につながる可能性もあるのである³ [西山 2010]。

4. オバーゲフェル判決の意義

同性婚を禁じる州法に対して違憲判決を出したオバーゲフェル判決は、人種問題におけるブラウン判決と同様の画期的な判決として、歴史に名を残すことになるだろう。以後も婚姻については州が権限を持ち続けるが、その内容を性を根拠として規制することは差別的であり、行ってはならないというのが同判決の中心的な意義である。

本稿の最後に、オバーゲフェル判決のそれ以外の意義として、二つの点を指摘したい。

一つ目は、オバーゲフェル判決が LGBT 運動にもたらす影響に関するものである。この判決については、法的にはデュープロセスや平等の解釈について論争がなされているが、それと同様に、法的な検討とは異なる部分にも注目が集まった。アンソニー・ケネディ判事が執筆した判決文の最後の部分を引用してみよう。

人と人の結びつきの中で、結婚以上に深い結びつきがあるだろうか。というのは、結婚とは愛、忠誠、献身、自己犠牲、家族に関する最も崇高な理念を含んでいるからである。婚姻関係を結ぶことで、二人の人間は、それまでの自分を超えた素晴らしい存在となる。本訴訟の申立人たちが証明しているように、死が二人を分かった後にさえも続く愛情が結婚には含まれている。申立人たちが結婚という理念を尊重していないというのは誤解である。彼らの申し立ては、彼らが結婚という理念を深く尊重しているが故にこそ、自らもそれを叶えたいということである。彼らは、文明のもっとも古い制度から排除され、非難され孤独に生活を送ることの無いよう望んでいる。法の下に、平等な尊厳を求めているのである。憲法は彼らにその権利を付与している。

この部分では、結婚という制度を守ることの重要性が強調されている。1960年代以降のリベラルな風潮に反発した保守派が強調したのが、家族の価値だった。また、2010年代に入ってから同性婚に対する支持が強まっていく中、モルモン教徒でロナルド・レーガン政権期とジョージ・H・W・ブッシュ政権期に複数の役職を務め、2012年の大統領選挙で共和党から

出馬することを模索していたジョン・ハンツマンが、自由市場、機会の平等、小さな政府、家族の価値という保守的観点から同性婚推進を訴えていた [Huntsman 2013]。アメリカでは家族の解体に危機を感じた保守派の一部が、同性婚を求める人々が家族という伝統的価値を重視していることに着目し始めている。この判決文からも見て取れるように、アメリカで同性婚が認められるようになったのは、リベラルな立場が強くなった結果だとは言い難いところがある。ケネディが執筆した判決文の立場は、クイア理論の立場に立つ人々が指摘するように、保守的な性格を色濃く示しているといえるだろう。

もう一つの点は、この判決がアメリカ国民、より正確には、共和党支持者の間で連邦最高裁判所に対する印象を悪化させたことである。民主党候補のアル・ゴアと共和党候補の W・ブッシュの間で戦われ、大混乱となった 2000 年の大統領選挙の結果を確定させ、混乱を収束させたのは連邦最高裁判所の権威だった。連邦議会や大統領と比べて、連邦最高裁判所はアメリカ国民の間で高い信任を得てきた。だが、図 5 に見られるように、オバマ政権成立後、裁判所に対する印象は急速に悪化している。ソニア・ソトマイヨール、エレナ・ケーガン両判事の任命、オバマ・ケアに対する合憲判決、ホビー・

% viewing Supreme Court favorably ...

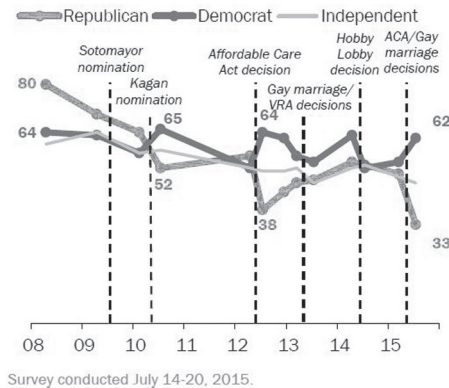


図 5 最高裁判所に対する好感度
(出典) Pew Research Center [2015b: 1]

ロビー判決（オバマ・ケアで保険適用にすることを義務付けられた避妊薬や避妊器具について、株式非公開企業は宗教上の理由で保険の対象外にすることを容認）などを機に共和党支持者の間で連邦最高裁判所に対する印象が悪化していたが、2013年のウィンザー判決、2015年のオーバーゲフェル判決に際してもイメージが悪化した。保守的な共和党支持者の間で、連邦最高裁判所はリベラルに過ぎるという批判が高まっているのである [Pew Research Center 2015b]。

オーバーゲフェル判決が同性婚を認めた画期的な判決であることは論を俟たない。だが、この判決が出て同性婚をめぐる議論がアメリカ国内で終結するとは思えない。この問題は、今後もアメリカ政治の主要論点であり続けるだろう。

註

¹ オバマ大統領がなぜ立場を変えたのか、それがアメリカで同性婚が認められるようになる背景としてどのような意味を持ったのかは、興味深い問題である。LGBTを扱う雑誌である *Advocate* のホワイトハウス担当記者で、自らも LGBT 活動家であるケリー・エレヴェルドは著書で、活動家の行動とオバマ大統領の変化について詳細に論じている [Eleveld 2015]。

² 同性愛と同性婚について啓発的な議論を展開しているアンドリュー・サリヴァンは、同性愛をめぐる立場を、同性愛禁止論者、性開放主義者、保守派、リベラル派の4つに分けて議論している [サリヴァン 2015]。

³ 連邦の裁判所による政策革新がもたらされる背景に、大統領の判事任命が影響を及ぼしている場合もある。連邦の裁判所の判事は、大統領が指名し、連邦議会上院が承認することによって決定される。そして、1950年代後半から60年代にかけて、下級審を含む連邦裁判所が黒人の公民権を積極的に認めるようになった背景には、フランクリン・D・ローズヴェルト大統領やハーリー・トルーマン大統領が、黒人の公民権を支持する判事を積極的に任命したことがあった。

オーバーゲフェル判決に際しては、同性婚を認めたのがリベラル派の判事4人と中間派のケネディ判事であり、残りの保守派の4人は判決に反対の立場をとった。オバマ大統領が指名したソトマイヨールとケーガン両判事はともに同性婚を認める立場に立っている。もともと、両者の前任者であるジョン・スティーヴンスとデイヴィッド・スーターもリベラル派の判事であり、同性婚に賛成していた可能性は高いため、オバマの判事任命がオーバーゲフェル判決を可能にしたと主張するのは適切でない可能性がある。だが、連邦の下級審や州レベルで同性婚を認める判決を下した判事がどのように任命されたかを解明することは、今後積極的に検討されるべき研究課題だと思われる。

参考文献

- Bickel, Alexander M. *The Least Dangerous Branch: The Supreme Court at the Bar of Politics*. 2nd edition, New Haven: Yale University Press, 1986.
- Binder, Sarah A. "Polarized We Govern?" Brookings Institution, May 2014.
 <http://www.brookings.edu/-/media/research/files/papers/2014/05/27-polarized-we-govern-binder/brookingscpm_polarized_figreplacedtextrevtablerev.pdf>
- チョーンシー, ジョージ『同性婚——ゲイの権利をめぐるアメリカ現代史』上杉富之・村上隆則訳、明石書店、2006年。
- DeSilver, Drew. "The Polarized Congress of Today Has Its Roots in the 1970s." Pew Research Center, June 12, 2014.
 <<http://www.pewresearch.org/fact-tank/2014/06/12/polarized-politics-in-congress-began-in-the-1970s-and-has-been-getting-worse-ever-since/>>
- Dworkin, Ronald. *Taking Rights Seriously*. Cambridge: Harvard University Press, 1977.
- Eleveld, Kerry. *Don't Tell Me To Wait: How the Fight for Gay Rights Changed America and Transformed Obama's Presidency*. New York: Basic Books, 2015.
- Glendon, Mary Ann. *Rights Talk: The Impoverishment of Political Discourse*. New York: Free Press, 1991.
- Huntsman, John. "Marriage Equality Is a Conservative Cause: Crony Capitalism, Not Culture War, Is the Biggest Battle We Face at Home." *The American Conservative*, February 21, 2013.
 <<http://www.theamericanconservative.com/articles/marriage-equality-is-a-conservative-cause485/>>
- マサキチトセ「排除と忘却に支えられたグロテスクな世間体政治としての米国主流『LGBT 運動』と同性婚推進運動の欺瞞」『現代思想』2015年10月号、75-85頁。
- 中山俊宏『アメリカン・イデオロギー——保守主義運動と政治的分断』勁草書房、2013年。
- NeJaime, Douglas. "Winning through Losing." *Iowa Law Review* 96 (2011): pp. 941-1012.
- 西山隆行「アメリカの政策革新と都市政治」日本比較政治学会編『都市と政治的イノベーション』ミネルヴァ書房、2010年、39-62頁。
- 『アメリカ政治——制度・文化・歴史』三修社、2014年。
- Pew Research Center. "Political Polarization in the American Public: How Increasing Ideological Uniformity and Partisan Antipathy Affect Politics, Compromise and Everyday Life." June 12, 2014.
 <<http://www.people-press.org/files/2014/06/6-12-2014-Political-Polarization-Release.pdf>>
- . "Support for Same-Sex Marriage at Record High, but Key Segments Remain Opposed: 72% Say Legal Recognition is 'Inevitable.'" June 8, 2015a.
 <<http://www.people-press.org/files/2015/06/6-8-15-Same-sex-marriage-release1.pdf>>
- . "Negative Views of Supreme Court at Record High, Driven by Republican Dissatisfaction: 68% of Conservative Republicans See Court as Liberal." July 29, 2015b.
 <<http://www.people-press.org/files/2015/07/07-29-2015-Supreme-Court-release.pdf>>
- . "Changing Attitudes on Gay Marriage." July 29, 2015c.

<<http://www.pewforum.org/2015/07/29/graphics-slideshow-changing-attitudes-on-gay-marriage/>>

Pierceson, Jason. *Same-Sex Marriage in the United States: The Road to the Supreme Court*. Lanham: Rowman & Littlefield, 2014.

Rosenberg, Gerald N. *The Hollow Hope: Can Courts Bring About Social Change?* 2nd edition, Chicago: University of Chicago Press, 2008.

サリヴァン, アンドリュー 『同性愛と同性婚の政治学——ノーマルの虚像』 本山哲人・脇田玲子 監訳, 明石書店, 2015年.

科学研究費基盤研究(A)「多文化共生社会の変容と新しい労働政策・宗教政策・司法政策に関する国際比較研究」(飯田文雄代表)26245016の成果の一部である。